

お 知 ら せ  
令和 8 年 5 月 1 日

令和 8 年度診療報酬改定に係る医科診療行為マスターの変更等について

1 マスターファイルの変更点等

現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
3	診療行為コード	新設、廃止、変更、復活及び抹消	内訳は公表マスターの項番 1「変更区分」を参照。 1：抹消 2：復活 3：新規 5：変更 9：廃止  5月1日更新
18	DPC適用区分		3月18日更新
21	医療観察法対象区分		4月1日更新
57 58	点数識別(旧点数) 旧点数 予備	点数識別(旧点数)、旧点数を廃止し予備へ変更する	
72 ～ 81	施設基準①～⑩	名寄せコードは今回の公表では未対応	5月1日更新
89	公表順序番号		5月1日更新
112	異動関連 予備	異動関連を廃止し予備へ変更する	
132	予備 物価対応料区分	物価対応料に関する診療行為であるか否かを表す。 0：「1」及び「2」以外の診療行為 1：物価対応料自体 2：物価対応料に関する診療行為	0100 物価対応料の新設に基づき追加  4月1日更新

項番	項目名	内容	備考
133	予備 物価対応料グループ区分	<p>物価対応料が算定できる診療行為のグループ区分を表す。</p> <p>000：「1」から「500（予定）」以外の診療行為</p> <p>001：外来・在宅物価対応料（初診時）</p> <p>002：外来・在宅物価対応料（再診時等）</p> <p>003：外来・在宅物価対応料（訪問診療時）</p> <p>004：急性期病院A一般入院料を算定する場合</p> <p>005：急性期病院B一般入院料を算定する場合（ハの場合を除く。）</p> <p>006：急性期病院B一般入院料及び看護・多職種協働加算を算定する場合</p> <p>007：急性期一般入院料1を算定する場合</p> <p>（以下、省略・・・）</p>	<p>0100 物価対応料の新設に基づき追加</p> <p>4月1日更新</p>
134	予備 臓器移植実施体制確保加算	<p>臓器移植実施体制確保加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p>&lt;基本項目、合成項目、準用項目&gt;</p> <p>0：臓器移植実施体制確保加算を算定できない診療行為</p> <p>1：臓器移植実施体制確保加算を算定可能な診療行為</p> <p>&lt;加算項目、通則加算項目&gt;</p> <p>0：臓器移植実施体制確保加算以外の診療行為</p> <p>1：臓器移植実施体制確保加算自体</p>	<p>特掲診療料第10部手術の通則22の新設に基づき追加</p> <p>4月1日更新</p>

項番	項目名	内容	備考
135	予備 内視鏡手術用支援機器加算	<p>内視鏡手術用支援機器加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p>&lt;基本項目、合成項目、準用項目&gt;  0：内視鏡手術用支援機器加算を算定できない診療行為  1：内視鏡手術用支援機器加算を算定可能な診療行為</p> <p>&lt;加算項目、通則加算項目&gt;  0：内視鏡手術用支援機器加算以外の診療行為  1：内視鏡手術用支援機器加算自体</p>	<p>K939-4 内視鏡手術用支援機器加算の新設に基づき追加</p> <p>4月1日更新</p>
136	予備 遠隔電子処方箋活用加算等	<p>遠隔電子処方箋活用加算等を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p>&lt;基本項目、合成項目、準用項目&gt;  0：遠隔電子処方箋活用加算等を算定できない診療行為  1：遠隔電子処方箋活用加算等を算定可能な診療行為</p> <p>&lt;加算項目、通則加算項目&gt;  0：遠隔電子処方箋活用加算等以外の診療行為  1：遠隔電子処方箋活用加算自体  2：医療提供機能連携確保加算自体</p>	<p>特掲診療料第1部医学管理等の通則7及び通則8の追加に基づき追加</p> <p>4月1日更新</p>
137	予備 外科医療確保特別加算	<p>外科医療確保特別加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p>&lt;基本項目、合成項目、準用項目&gt;  0：外科医療確保特別加算を算定できない診療行為</p>	<p>特掲診療料第10部手術の通則23の追加に基づき追加</p> <p>4月1日更新</p>

項番	項目名	内容	備考
		1：外科医療確保特別加算を算定可能な 診療行為  <加算項目、通則加算項目> 0：外科医療確保特別加算以外の診療行 為 1：外科医療確保特別加算自体	

※追加となった項目は、項番132から137となりますが、追加以外にも内容が変更となった項目もあるため、詳細については令和8年3月31日更新の「レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書」をご確認ください。

※施設基準①～⑩の施設基準コード一覧については、「レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書」の別紙7-8をご確認ください。

## 2 新設コードについて

令和8年4月30日付け厚生労働省保医発0430第4号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき、以下のコードを新設しました。

変更区分	診療行為コード	省略漢字名称
3	160252750	A L K融合遺伝子検査（固形癌（肺癌を除く））
3	160252850	P I K 3 C A遺伝子検査（リアルタイムP C R法）（卵巣明細胞癌）